

行政判例研究 641

行政判例研究会

一〇三三 女子児童がはじめにより自殺した事故につき損害賠償請求を一部認容しつつ自殺についての校長らの予見可能性は否定した事例

平成二六年三月一四日前橋地方裁判所判決(平成二三年(ワ)第九八八号、損害賠償請求事件)判例時報二二二六号四九頁

【事実】 本件は、群馬県桐生市立小学校の六年生であった女子児童Aが自殺したことにつき、Aの母親でありフィリピン国籍を有する原告X₁およびAの生後にX₁と婚姻した日本人男性である原告X₂が、以下を請求した事案である。すなわち、(1)同小学校の校長や六年生時の担任教師Tにはいじめ防止・自殺回避に係る安全配慮義務の違反があると主張し、また、(2)被告Y₁(桐生市)が本件自殺の原因を調査報告せずに不誠実な対応をしたと主張し、Y₁に対しては国家賠償法(以下、「国賠法」という)一条一項に基づき、被告Y₂(群馬県)に対しては同法三条一項に基づき、連帯して損害を賠償すべきことを請求した。

裁判所が認定した事実によると、Aは五年生であった平成二二年(二〇〇九年)から同級生に悪口を言われることがあり、六年生時には、複数の同級生から「臭い」「気持ち悪い」「きもい」「汚い」「うざい」「こっちくるな」「バカ」「原始人」「ばい菌」「加齢臭がする」「学校を欠席したのに何で出かけているんだ」等と言われ、また、名字の一部に

ゴリラの「ゴリ」を合わせて「〇〇ゴリ」と呼ばれることがあった。さらに、六年生二期期の平成二二年九月二八日以降、Aは給食時に仲間はずれにされ、九回にわたり教室内において一人で給食を食べた。一〇月二一日の校外学習日には、Aはその前日・前々日に学校を欠席したことを咎められて大泣きし、昼食を一人で食べ、また、校外学習の最中にも悪口を言われ続けた。翌日の二二日、Aは学校を欠席し、そして平成二二年一〇月二三日午後〇時頃、自宅から自ら首を吊り、死亡した(本件は、新聞・雑誌等により報道された事件である。)
(参照、日本経済新聞二〇一〇年一〇月二六日付け朝刊)。

【判旨】 前橋地裁は、上記(1)の学校側のいじめ防止義務違反を根拠とする予備的請求と、上記(2)の調査報告義務違反に基づく請求を認め、慰謝料等としてX₁には三九〇万円、X₂には六〇万円、合計四五〇万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを命じた。なお、本件は控訴されたが、平成二六年(二〇一四年)九月三〇日、東京高裁においてX₁らに対する一五〇万円の支払いや謝罪等を内容とする和解が成立している。

一 安全配慮義務違反について

(一) いじめ防止義務 「公立小学校における教諭には、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における児童の安全の確保に配慮すべき義務があり、特に、児童の生命、身体、精神、財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶおそれがあるようなときには、そのような悪影響ないし危害の現実化を未然に防止するため、その事態に応じた適切な措置を講じる一般的な義務があるといふべきである」。

(二) いじめ防止に関する具体的義務 (ア) 児童に対する措置 「Tや校長は、(六年生時の)Aに対する本件悪口を認識可能であった(平成二二年)六月下旬には、①……本件クラスの児童の言動について、的確かつ十分に把握し、本件悪口を言った児童……だけでなくその保護者を含めた指導を行うとともに、Aに上記指導内容を伝えて、Tら教諭がそのような言動を許さない強い姿勢で臨んでいることを示して安心させ、②……事態が改善しなければ、学校全体でより強力な指導を行っていくこと、③……本件クラスの状態を改善するために、本件クラスの児童を複数のグル

ープに分解してグループごとに教諭が対応する等の措置を講じる必要があった。

また、Tと校長は、遅くともAが一人だけで給食を食べる状態が続き、これを認識又は認識可能であった一〇月四日には、まずは、給食時の席を強制的に決める等し、Aだけが一人で給食を食べることのないようにした上で、なぜ一人だけになってしまうのかAや他の児童から聞き取りをする等した上で検討し、抜本的に改善するための措置を講じるべきであった。

さらに、Tと校長は、校外学習日のAの状況について、遅くとも帰校時までには認識又は認識可能であったから、Aに対し、遅くとも校外学習日の翌日までは、Aが感じている苦痛について踏み込んで聞いた上、Aが一人で給食を食べることのないように、全員前を向いて給食を食べるよう指導し、Aの欠席を咎めた(同級生)らに指導したことを伝えるべきであった。

(イ) 教諭に対する措置 「上記児童に対する措置については、学校全体で取り組んでいくべきではあるが、一次的には、担任が大きな役割を担うこととなるから、当時Tが上記役割を担うことができない精神状態であり、これを校長が認識又は認識可能であれば、校長としては、上記児童に対する措置を講じる前提として、教諭側が上記措置を講じることができる体制を整えるべきであり、Tとしても自ら上記体制を整えるよう申し出るべきである」。

(三) 検討 Tや校長は、上記の具体的措置をいずれも講じておらず、安全配慮義務を怠ったというべきである。

二 安全配慮義務違反と本件自死との相当因果関係

本件小学校(T及び校長)の「対応と本件自死との間には、事実的因果関係があり、しかも、本件自死の主たる原因であったということが出来る」。

「T及び校長の」上記義務違反と本件自死との相当因果関係を検討するに、相当因果関係があるというには、具体

的予見可能性が必要である」。〔本件自死について検討するに、まず、①Aには、学校においても、家庭においても、自殺をほのめかす言動が一切なく、……自殺の前兆行動は見受けられなかったこと、②……Aは、本件自死直前に首吊りを決意したと認められ、突発的に本件自死を圖つたものであること、③本件悪口、仲間はずれ及び校外学習日の非難といったいじめを受ければ自殺するということが一般的なこととすることは困難なことからすると、Tや校長は、本件自死を予見することはできなかつたといわざるをえない〕。

〔そうすると、Tや校長……のいじめ防止義務違反と本件自死との間の相当因果関係があるということではできない〕。

三 調査報告義務違反について

〔公立小学校の設置者である地方公共団体と在学する児童の保護者との間には、公法上の在学契約関係が存在し、この在学契約関係の中で、教諭らは学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係において児童らを指導するのであるから、地方公共団体は、上記法律関係の付随義務として、児童が自死し、それが学校生活上の問題に起因する疑いがある場合は、必要かつ相当な範囲内で、速やかに事実関係の調査（資料保全を含む。）をし、保護者に対しその結果を報告する義務を負うべきである〕。

〔被告Y₁は、……本件自死といじめとの因果関係について第三者の立場から公平かつ客観的に調査し、結果を報告することを目的として第三者調査委員会を設置した。〕

そして、第三者調査委員会として、上記目的にそう調査報告をするためには、被告Y₁から提出された資料を検討するだけではなく、あるべき資料がすべて提出されているか確認し、不足があればその提出を求め、本件小学校が「実施した教諭や児童に対する聞き取りが不十分である場合には、これを補足するための聞き取りを実施すること等が必要である」。

しかし、本件自死についての本件小学校独自の「調査も、第三者調査委員会の調査も不十分であるといわざるをえず、そのため、本訴提起により原告兩名に対して証拠として提供された資料も不十分なものであるため、調査報告義務違反による損害賠償債務が免ぜられることはない」。

【評釈】 一 本件の特徴・意義

児童生徒間でのおいじめが社会問題化した一九八〇年代中頃には暴行・恐喝型のいじめが多くみられ、これが裁判で争われることとなったが、次第に、いたずら・トラブル型のいじめ(肩パンなどの有形(津久井町立中学校いじめ自殺事件に係る(1)横浜地判平成二年一月十五日判時一七七二) また、悪口・無視等による心理的いじめが争われる事例も生じるようになり、現在では心理的いじめの事例の方が多くなっている(3)奥田中学校いじめ自殺事件に係る(富山地判平成三年九月五日判時一八一八)三月二八日判時一九三八号一〇七頁、(5)名古屋経済大学市部中学校いじめ自殺事件に係る(名古屋地判平成三年五月二〇日判時二一三三二)六月二頁及び(6)名古屋平成二四年二月二五日判時二一八五七〇頁、(7)北本市立中学校いじめ自殺事件に係る(東京地判平成二四年七月九日訟務月報五九卷九号三三四一頁、(8)名古屋立小学校いじめ不登校事件に係る(名古屋地判平成二五年一月三十一日判時二一八八八)八七頁、(9)一宮市立中学校いじめ事件に係る(名古屋地判平成二五年九月二五日判例集不登載(10)兵庫県立高校いじめ自殺事件に係る(神戸地判平成二八年三月三〇日判例集不登載(11)札幌判例I-D-28212828)。

本件もまた、多数の同級生によつて心理的いじめが行われたことで被害児童が自殺をするに至つた事案である。各争点に対する本判決の判断には、後述のとおり、いじめ対策義務の内容及び事後的調査報告義務に関して従来には見られない点があり注目される。それとともに、本件いじめの背景には、学級崩壊や悪口・仲間はずれが公然と行われていたという事情があり、これが判決の中で詳細に認定された上で学校側の責任が認められたことにも大きな意義がある。

二 いじめに対する学校側の法的義務

(一) 生徒間事故といじめ 学校側(校長や担任(教師など)には、いじめに限らず、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係から生じるおそれのある危険について児童・生徒を保護すべき一般的な注意義務がある(最判昭和五八年七月二〇日判時二〇〇六七四頁)。(最判昭和六二年二月二三日民集四二卷一〇九頁、最判平成二〇年四月一八日判時二〇〇六七四頁)。

学校側の注意義務の対象にいじめが含

まれることについては、最高裁判決はないものの、浦和市立三室小学校事件の判決（浦和地判昭和六〇年四月）以来、判例上で争いなく認められている。本判決も、学校側は「いじめ防止義務」を負っていると判示した（なお、学校側が負うべき義務は「いじめ対策義務」と呼ぶこととする）。

もつとも、いじめによる負傷・自殺事故は、生徒間事故の単なる一類型として位置づけられるものではない（参照：美子「学校教育裁判と教育法」一三三）。というのも、けんかや悪ふざけ等による生徒間事故は学校教育活動から当然に生じうるものではなく、突発的・偶発的な事故といえる。この場合、学校側は、原則として「生徒の」行為の時間、場所、態様等諸般の事情を考慮したうえ、それが学校生活において通常発生することが予測できるような行為については、「何み」責任を負うとされており（東京地判昭和四〇年九月、したがつて、突発的に生じることが多い生徒間事故については、「何らかの事故の発生する危険性を具体的に予見することが可能であるような特段の事情のある場合」に初めて、具体的な注意義務が生じることになる（前掲最判昭和五八年二月一八日）。仮にいじめを生徒間事故として位置づけるとすると、学校側の注意義務違反に関して、個々のいじめ行為を特定し、各々につき予見可能性を検討することになりかねない（こうした判断方法が、暴行・脅迫等のいじめが争われた京都地判。平成一七年二月二日判時一九一五号一二二頁）。

しかし、いじめの場合には、それが継続的に繰り返されることによつて精神的苦痛が蓄積され、被害が深刻化していく。特に本件のような心理的いじめについては、悪口等の個々の行為の予見可能性を論じても無意味であるし、逆に、最終的な被害（精神疾患）の予見可能性が肯定されてから具体的な対策義務が生じるとするのは遅すぎる（参照：伊藤における「いじめ」被害と不法行為責任論（加藤一郎先生古稀記念））。そのため、学校側には、いじめの存在を発見したり、兆候事実によりいじめが疑われる時点以降、被害児童・生徒への危害の発生を防止すべく、いじめ対策のための諸措置を継続的に執るべき義務が生じると解される。

そうすると、いじめ対策義務を生じさせるような「いじめ」の存在と、その予見可能性の有無を検討すべきことに

なる。本判決も、こうした判断枠組みをとっている。

(二) いじめ対策義務の始期　いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義される(文部科学省の平成一八年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成一九年二月二十八日実施)。なお、同様の定義は、いじめ防止対策推進法(平成一五年法律第七二号)二条一項でも示されている)。ただ、この定義に該当する事実から直ちに学校側の法的義務が生じるわけではない。特に悪口等による心理的いじめの場合には、その性質上、児童生徒による個々の言動それ自体をいじめと評価して対策をすべきか否かの判断は容易ではなく、また、精神的苦痛それ自体は外部からは見えにくいため些細なトラブルと捉えられかねない。

この点、本判決は、Aが六年生時には「継続的で頻繁な本件悪口(暴言)、給食時の仲間はずれ及び校外学習日における執拗な非難といういじめ」により「大きな精神的苦痛」を受けていたことを認めた上で、いじめ対策義務の発生を導いた。しかも、Aが六年生時には給食中の仲間はずれが計九日間も行われたことについては、「仲間はずれば、ほぼ全員で意図的に行わなければ成立しないものではなく、声をかけようと思っていたという児童がいたとしても、実行していない以上、……仲間はずれを否定する理由にはならない」と述べた上で、「Aにとって耐え難い状態であったことは明らかであつて、いじめにほかならない」と判断したのである(同旨、上記(5)(6)判決)。

次に、学校側におけるいじめの予見可能性に関しては、二〇〇六年(平成一八年)以降、文部科学省を通じて、いじめの早期発見・早期対応の必要性が周知されている(文部科学省ウェブサイトに「いじめの問題に対する施策」(http://www.mext.go.jp/a_nenmu/shouju/seishidou/1302904.htm))。現在では、学校側にはいじめの予見義務があることを前提にして、予見可能性は判断されるべきであると解される。

この点、本件においては、担任教師Tがいじめの相談を教回受けていたことに加えて、校長はすでに五年生時の散発的ないじめを把握していたこと、六年生時の本件クラスが学級崩壊に陥り、「児童間において人を傷つける言動が横行していることが容易に想定できた」こと、したがって校長やTは「六年生時、荒れているクラスにおいて、児童

が他の児童から精神的肉体的に危害を受けないよう注視すべきであったこと」などを踏まえて、本判決は、平成二二年六月下旬以降は本件いじめを認識可能であったと判断した。そして、この時点以降、学校側にはいじめ対策義務が生じるとされた。

このように、本件では児童間のいじめを容易に認識しうる状況にあった。その上、本判決はAが五年生時のいじめは散発的であったとしていじめ対策義務の発生を否定したものの、五年生時の担任教師等が適切な指導をしなかったことや、「Aにおける五年生時の出来事が六年生時に与えた影響等」を認定した上で、六年生時における校長の予見可能性を判断したことは注目に値する。当該学校内における過去の事実が予見可能性に関する判断要素の一つであると解されているが(高野芳久「校内暴力・いじめ」村重慶一編「裁判実務体系第一八巻 国家賠償訴訟法」(青林)、いじめ裁判の場合には特に、いじめの連続性を考慮することが重要であらう。)

三 いじめ対策義務の具体的内容

(一) 児童生徒に対する措置 学校側が負う注意義務の具体的内容(いじめ対策のために執るべき具体的措置)は、一般論としていえば、個々の事案ごとの具体的状況を踏まえ、いじめの態様・程度や児童生徒の年齢等に応じて決められるべきものである。本判決では学級崩壊の改善や給食時の席決めなどの措置が挙げられているが、これらは、本件事案を踏まえた指摘である。

もっとも、いじめに関する裁判例はすでに相当の蓄積があり、これを通じて、いじめ対策のための法的義務として最低限必要な措置が明らかにされている。諸判決の中でも、いわき市立中学校いじめ自殺事件の判決(福島地裁いわき支庁二部二七頁)は以下の内容を挙げており、一九九〇年頃の「いじめ裁判の到達点」を示したものと評されている(市川、前掲七頁)。すなわち、(ア)いじめの実態・全容を把握するための調査、(イ)被害者である児童生徒の安全確保、(ウ)いじめ当事者にとどまらない集団的な教育指導、(エ)指導中・指導後におけるいじめ当事者の行動観察、(オ)加害者の保護者への指

導要請、(カ)出席停止措置の検討や警察等の司法機関への協力要請である(ただし、(カ)は例外的にやむを得ない場合に限られる。参照、神戸地判平成二年六月三日判時二〇一零九九頁)。また後に、(キ)被害者の保護者との協力連携も加えられている(上記1)。

しかし従来、心理的いじめの場合には、その対策として輕易な指導さえ行つていけば注意義務違反はないと判断される傾向にあった(4)判決(3)。これに対して、本判決は、本件で執るべきであった具体的措置として上記の(ア)(イ)(ウ)(オ)と同一旨を挙げた上で、何れについても義務違反を肯定した(なお、上記(イ)判決も)。いじめ対策の具体的内容に関しては、現在、いじめ防止対策推進法が上記のいわき市立中学校事件の平成二年判決が示した諸措置と同旨を立法化している(案二二八条)。本件は同法制定以前の事件であるため同法への言及はないが、今後、これらの措置は法律上も要請されている以上、その懈怠は原則として注意義務違反になると解される。

(二) 教諭に対する措置 いじめ対策義務に関して、本判決は以上に加えて、校長による「教諭に対する措置」を挙げた。具体的には、(ア)担任教師が精神的に疲弊している場合には、負担を軽減してサポート体制を構築すること、(イ)休養や医療機関等への受診を勧めるとともに、休暇・休養が可能な執務体制を構築すること、(ウ)担任教師が児童に對する上記措置をとれない程の精神状態に陥つた場合には、クラス担任から外すことである。しかし、本件では、(ア)に関連する事情として、チーム・ティーチングが検討されていながら一部の教科でしか実施されなかったり、校長は県教委からの代理教師派遣制度を利用せずに「自身の指導による解決に拘泥していたのであった」。

ここで校長が執るべきであるとされた措置は、いじめ対策に固有のものではなく、労働環境の整備という側面があり、使用者の被用者に対する安全配慮義務に通じるものであるといえる。そうであるとすると、本判決は、いじめ対策を現場で担う教員に対する安全配慮義務をも争点化し、いじめ対策義務の中に教員の安全配慮義務を組み入れたということになる。従来のはじめ裁判でこうした問題が争われることはなかったが、公立学校教員に時間的・精神的余裕がなくなっている昨今の状況を踏まえるならば、いじめ対策にあたっては人的体制の整備は不可欠であり、現実的

にはより切実な要請である。その意味で、教諭に対する措置に関する本判決の意義は大きいと思われる(のいじめ自殺に關する第三者調査委員会の調査報告書七七一七八頁も、いじめが見逃された原因の一つに教員の多忙を挙げている)。

周知のとおり、国や地方公共団体はその公務員に対して信義則上の安全配慮義務を負う(裁判昭和五〇年二月二十五日)。この義務には、人的環境の整備という側面では民間企業の場合(二四日民集五四卷三三〇号一五五頁)と同様に、「業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務」が含まれ、「外部から認識し得る具体的な健康被害又はその徴表」が予見可能であればその違反が問われ得る(時二二二〇号一三九頁。公立学校の教員に關する認容例として、鹿兒島地判平成二六年三月二日判時三二七号七七頁)。本件において、担任教師Tは教員歴が二四年にもなるが、学級崩壊の本件クラスに対応しきれず、抑うつ状態になっていた疑いが認定されており、このことを前提にすると、まさにTに対する安全配慮義務違反が問われるべき事案であったといえる(上記の意味での安全配慮義務違反が認められた事例として、鹿兒島地判平成二六年三月二日判時三二七号七七頁。なお、公務災害の該當性が争われた事例ではあるが、参照、静岡地判平成二三年一月二五日判一〇四三号三二頁及び、東京高判平成二四年七月一九日判一〇五九号五九頁)。

もつとも、より実効的ないじめ対策のための「教諭に対する措置」という観点に立つならば、いじめ対策には教師集団による組織的対応が不可欠であり、そのためには教職員間の情報共有と協力・連携が重要である(この点の指摘とし決(6)判)。こうした人的体制の整備は、いじめ対策として校長がとるべき義務であると考えられる(この点、二〇一三年以降のいじめそれぞれ第三者委員会が調査したところ、一七件中九件で、学校内での情報共有が不十分であったとされている。参照、朝日新聞二〇一六年九月二九日付け朝刊)。

また、学校内での組織的対応にあたっては、教育委員会への協力要請(教員の加配やスクールカ)も重要である。したがって、学校設置者の条件整備的安全配慮義務も問われるべきであったように思われる。現在では、いじめ防止対策推進法二四条が学校設置者による措置について定めているが、ここには、本判決が指摘した上記措置が含まれることになる。

四 自殺の予見可能性

学校側にいじめ対策義務違反による過失が認められるとしても、自殺についての賠償責任を肯定するには、過失と自殺との間に相当因果関係がなければならぬとされている。そして、教師には自殺についての具体的な予見可能性がなかったとして、これを否定する裁判例が大勢である(参照「横田昌紀」児童生徒のいじめ自殺訴訟の「現状」判タ一三五八号(二〇〇二年)四頁以下)。本判決も、同様に判断した。

しかし、本件では、傍観者も含めてAはクラス全体から無視され続けて孤立し、しかも給食時の仲間はずれのように孤立が誰からも分かる状況に置かれており、担任教師Tも学級崩壊に対応できておらず、それ故にAは誰にも助けを求めることができない状況に長く置かれていた。この事實は、本判決も認定している。このように精神的に極めて過酷を強いられ、かつ学校側の対応が全く期待できないことが明らかになった場合には、自殺等の重大被害も通常予測可能な範囲の損害とし、具体的な予見可能性は不要とすべきではないだろうか(この点に関連して、「経田振一郎」中村心「いじめ一〇年」七六頁は、いじめが著しく悪質残忍であり、かつ「教師がこれを認識していながら、著しく不適切な対応をとった場合」には自殺が通常損害に当たると解する余地があるとする)。これまでの裁判例の中にも、悪質重大ないじめの場合に自殺の予見可能性を不要とした事例(前掲福島地裁いわき支判、平成二年二月二六日)、抽象的な予見可能性で足りるとした事例がある(記(1)(2)判決、なお、上記(5)判決は相当因果関係)。を認めたと、控訴審の上記(6)判決は否定した)。

本件では、少なくとも校長は、いじめや学級崩壊に陥っている本件クラス及びTが職務を遂行できない精神状態にあったことを認識していた。したがって、AとTの状況を放置するならば自殺のような重大な結果を招くおそれを抽象的には予見可能であると解すべきであったように思われる。

五 事後の調査報告義務

学校設置者の保護者に対する事故発生後の調査報告義務は、二〇〇一年の上記(1)判決・(3)判決で初めて明確に認められたものである。もともと、従来、調査報告の対象・範囲については他の児童生徒のプライバシーや健全育成への配慮のために一定の限界があるとして、結論において義務違反が認められることはなかった(否定例としては、上記(1)(4)(7)判決、福岡地判平成二年二月一八

日判時一八〇)。
〇号八八頁

これに対して、昨今では、はじめによつて自殺した疑いがある場合に、「必要かつ相当な範囲内で、適時に」、全校生徒からの調査や、自殺の原因究明のために加害生徒から詳細な聞取調査をすべきであつたとして、学校側の調査報告義務違反を認めたる事例がある(高知地判平成二四年六月五日判タ一三八四号二四六頁、また、担任教師の誤り等によつて児童が自告義務違反を認めた事例がある(釜山地判平成二五年六月三日判時二〇二号八二頁も調査報告義務違反を認めた)。

本判決もまた、公法上の在学契約関係の付随義務として、学校設置者は「必要かつ相当な範囲内で、速やかに」調査報告をすべき義務があるとした。その上で、本件ではAの自殺後に実施されたアンケートについては調査目的の説明に不備があることや、第三者調査委員会も被告桐生市が提出した資料を検討したに過ぎないことから、調査報告義務を履行したとは評価できないとされた。後者に関連して、昨今、はじめ自殺などの重大事故が生じた場合に第三者調査委員会が設置されることが多くなつており(参照、瀬戸則夫「はじめと第三者機関(日本教育)、はじめ防止対策推進法も、重大事故が発生した場合には学校設置者や学校の下に「組織」を設けて調査を行うものとし(二八条)、また、地方公共団体の長も「附属機関」を設けて調査を行うことができると定めている(三〇条二項)。こうしたことから、本判決が第三者調査委員会による調査の不十分さを義務違反としたことは注目に値する。

この点、確かに第三者調査委員会に関する本判決の判断は桐生市による当該委員会の設置目的を前提としたものであり、その意味では射程は限定されているようにも読める。ただ、第三者調査委員会が設置されながら、はじめや自殺の原因について公平かつ客観的な調査を目的としないことは考えにくい。そうすると、本判決は、第三者調査委員会に求められる調査水準を示したものと位置づけることができる。すなわち、市から提出された資料だけでなく、あり得る資料すべての存否の確認及びその提出要求と、補足の聞取調査である。

必要となる具体的な調査事項は事案に応じて異なり得るものの、重大事態に関して、学校側や地方公共団体・教育委員会から提出された資料の検証のみで第三者調査委員会が事態を終結させることは許されない場合があり得るとい

うべきであらう。

(齋藤健一郎
准小樽商科大学
教授)